

# システムインフォメーション

No.A6XA012

2006年 5月16日

セイコーエプソン株式会社

システムライフ株式会社

対象システム：InterKX 法人税、法人税顧問 スタンドアロン版／ネットワーク版

## 法人税 平成 18 年度法改正対応版 (Ver.H18.10) のリリース

平成 18 年度の税制改正に対応した「InterKX 法人税 平成 18 年度法改正対応版 (Ver.H18.10)」および「法人税顧問 平成 18 年度法改正対応版 (Ver.H18.10)」をリリースします。当プログラムは平成 18 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度の法人税の申告に使用していただけます。

なお、システムの法人税別表フォームは、例年とおおり官報（平成 18 年 4 月 13 日発行）の情報を元に作成していますが、今年度は、別表二など事業年度により二段階で様式の切り替えがあり、実際の税務署用紙が配布された場合には、システムの印刷フォームや対応方法などを変更しなければならない可能性があります。また、地方税の様式改定に関しても、現時点で官報等による情報提供が行われていないため、今回の Ver.H18.10 では対応しておりません。従いまして、法人税、地方税について改定された様式が明らかになり、プログラムの対応が必要と判断された場合には、別途、対応方法などをご連絡させていただきます。

特別償却の付表および付表の様式改定の対応は、平成 18 年度追加改訂版として予定しております。

次の内容についてまとめましたので、よろしくお願ひします。

1. 発行プログラム
2. パッケージの内容
3. 法改正の内容
4. 法改正によるシステムの変更内容
5. 様式選択・入力画面の注意点 別表五(一)／別表五(二)
6. 機能アップ等の対応内容
7. バージョンアップの方法
8. フォルダの構成
9. 法人税 V2+(平成 16 年度版)から InterKX 法人税へのデータ移行について

### 1. 発行プログラム

#### 1-1. 発行プログラム

	発行プログラム	バージョンアップの対象
1	InterKX 法人税 Ver.H18.10	Ver.H17.10、Ver.H17.10.e1
2	法人税顧問スタンドアロン版 Ver.H18.10	Ver.H17.20、Ver.H17.20.e3
3	法人税顧問ネットワーク版 Ver.H18.10	

※Ver.H18.10 のセットアップ CD-ROM には、次のプログラムも収録されています。

- ・法人税 平成 17 年度 (Ver.H17.20) のセットアッププログラム
- ・EPSON アクセス権設定ツール

※セットアップして使用するために必要なハードディスクの空き容量は、およそ次のとおりです。

- ・ InterKX 法人税、法人税顧問ネットワーク版
  - データ容量 (サーバ) : 10MB+ (登録法人数×1MB 程度)
  - プログラム容量 (クライアント) : 75MB 以上
- ・ 法人税顧問スタンドアロン版
  - プログラム容量 : 85MB 以上

### 1-2. リリース時期 : InterKX法人税

- ・ 送品開始 : 2006年5月30日(火)
- ・ インターネットダウンロードの公開 : 2006年5月23日(火)

### 1-3. リリース時期 : 法人税顧問 スタンドアロン版/ネットワーク版

- ・ 送品開始 : 2006年6月1日(木)

## 2. パッケージの内容

製品の種類と構成は、次のとおりです。

### 2-1. InterKX法人税

#### 【InterKX 法人税 平成 18 年度 新規用 1 / 3 / 5 ユーザー】

InterKX 法人税 プログラム Ver.H18.10 CD-ROM	1 枚
InterKX 法人税 Ver.H18.1 マニュアル(導入編ほか)	1 冊
InterKX 法人税 Ver.H18.1 マニュアル(別表解説編)	1 冊
ソフトウェア使用権許諾契約書	1 部
パッケージの内容	1 部

#### 【InterKX 法人税 平成 18 年度 アップグレード 1 / 3 / 5 ユーザー】

法人税 V2+等からアップグレードするときの製品です。

InterKX 法人税 プログラム Ver.H18.10 CD-ROM	1 枚
KX/PC 法人税 新規ライセンス Ver.H18.10 3.5 型(3.5インチ)FD	1 枚 ※
KX/PC 法人税 新規ライセンス Ver.H17.20 3.5 型(3.5インチ)FD	1 枚 ※
KX/DOS ファイルコンバータ Ver.1.00(KX 用) 3.5 型(3.5インチ)FD	1 枚 ※
InterKX 法人税 Ver.H18.1 マニュアル(導入編ほか)	1 冊
InterKX 法人税 Ver.H18.1 マニュアル(別表解説編)	1 冊
ソフトウェア使用権許諾契約書	1 部
パッケージの内容	1 部

#### 【InterKX 法人税 平成 18 年度 改版 1 / 3 / 5 ユーザー】

InterKX 法人税 改版プログラム Ver.H18.10 CD-ROM	1 枚
InterKX 法人税 Ver.H18.1 マニュアル(導入編ほか)	1 冊
InterKX 法人税 Ver.H18.1 マニュアル(別表解説編)	1 冊
バージョンアップのご案内	1 冊

#### 【InterKX 法人税 平成 18 年度 改版保守用】

InterKX 法人税 改版プログラム Ver.H18.10 CD-ROM	1 枚
InterKX 法人税 Ver.H18.1 マニュアル(導入編ほか)	1 冊
InterKX 法人税 Ver.H18.1 マニュアル(別表解説編)	1 冊
バージョンアップのご案内	1 冊

**【InterKX 法人税 平成 18 年度追加ライセンス 5 ユーザー】**

InterKX シリーズ 追加ライセンスのご案内	1 部
追加ライセンス使用権許諾証	1 部

**【InterKX 法人税 平成 18 年度追加ライセンス 1 ユーザー 5 ユーザーまで/6 ユーザー以上】**

InterKX シリーズ 追加ライセンスのご案内	1 部
追加ライセンス使用権許諾証	1 部

**【InterKX 法人税 平成 18 年度追加ライセンス 1 ユーザー 改版/改版保守用】**

InterKX シリーズ 追加ライセンスのご案内	1 部
--------------------------	-----

**【InterKX 法人税 平成 18 年度追加ライセンス 5 ユーザー 改版/改版保守用】**

KX/PC 法人税 追加ライセンス 5 ユーザー Ver.H18.10 3.5 型(3.5 インチ)FD	1 枚 ※
InterKX シリーズ 追加ライセンスのご案内	1 部
KX/PC シリーズ 追加ライセンスのご案内	1 部

**【InterKX 法人税 平成 18 年度 サポート用】**

InterKX 法人税 プログラム Ver.H18.10 CD-ROM	1 枚
KX/DOS ファイルコンバータ Ver.1.00(KX 用) 3.5 型(3.5 インチ)FD	1 枚
InterKX 法人税 Ver.H18.1 マニュアル(導入編ほか)	1 冊
InterKX 法人税 Ver.H18.1 マニュアル(別表解説編)	1 冊
バージョンアップのご案内	1 冊

※KX/PC シリーズでお使いのユーザー様のみ必要です。InterKX シリーズでお使いのユーザー様は、Web 上でライセンス取得をするため、使用する必要はありません。

**2-2. 法人税顧問 スタンドアロン版****【法人税顧問 平成 18 年度 新規用】**

法人税顧問 プログラム Ver.H18.10 CD-ROM	1 枚
法人税顧問 Ver.H18.1 マニュアル(導入編ほか)	1 冊
法人税顧問 Ver.H18.1 マニュアル(別表解説編)	1 冊
オフィシャル・ユーザー登録カード	1 部
サポート&サービスのご案内	1 部
自動振替サービス確認書	1 部
プログラム保守契約書	1 部
保守契約書在中封筒	1 部
パッケージの内容	1 部

**【法人税顧問 平成 18 年度 改版用】**

法人税顧問 プログラム Ver.H18.10 CD-ROM	1 枚
法人税顧問 Ver.H18.1 マニュアル(導入編ほか)	1 冊
法人税顧問 Ver.H18.1 マニュアル(別表解説編)	1 冊
バージョンアップのご案内	1 冊
自動振替サービス確認書	1 部
プログラム保守契約書	1 部
保守契約書在中封筒	1 部

**【法人税顧問 平成 18 年度 改版保守用】**

法人税顧問 プログラム Ver.H18.10 CD-ROM	1 枚
法人税顧問 Ver.H18.1 マニュアル(導入編ほか)	1 冊
法人税顧問 Ver.H18.1 マニュアル(別表解説編)	1 冊
バージョンアップのご案内	1 冊

**【法人税顧問 新規ライセンス】**

応援シリーズ スタンドアロン版 ライセンス使用権許諾証	1 部
「応援シリーズ」年間ライセンス保守契約書	1 部
保守契約書在中封筒	1 部

**【法人税顧問 原本セット】**

法人税顧問プログラム Ver.H18.10 CD-ROM	1 枚
法人税顧問 Ver.H18.1 マニュアル(導入編ほか)	1 冊
法人税顧問 Ver.H18.1 マニュアル(別表解説編)	1 冊

**2-3. 法人税顧問 ネットワーク版****【法人税顧問 平成 18 年度ネットワーク版 新規用 3ユーザー／5ユーザー】**

法人税顧問ネットワーク版プログラム Ver.H18.10 CD-ROM	1 枚
法人税顧問 新規ライセンス Ver.H18.10 FD	1 枚
法人税顧問 新規ライセンス Ver.H17.20 FD	1 枚
法人税顧問 Ver.H18.1 マニュアル(導入編ほか)	1 冊
法人税顧問 Ver.H18.1 マニュアル(別表解説編)	1 冊
オフィシャル・ユーザー登録カード	1 部
サポート&サービスのご案内	1 部
自動振替サービス確認書	1 部
プログラム保守契約書	1 部
保守契約書在中封筒	1 部
パッケージの内容	1 部

**【法人税顧問 平成 18 年度ネットワーク版 3ユーザー／5ユーザー 改版用】**

法人税顧問ネットワーク版プログラム(改版用) Ver.H18.10 CD-ROM	1 枚
法人税顧問 Ver.H18.1 マニュアル(導入編ほか)	1 冊
法人税顧問 Ver.H18.1 マニュアル(別表解説編)	1 冊
バージョンアップのご案内	1 冊
自動振替サービス確認書	1 部
プログラム保守契約書	1 部
保守契約書在中封筒	1 部

**【法人税顧問 平成 18 年度ネットワーク版 改版保守用】**

法人税顧問ネットワーク版プログラム(改版用)Ver.H18.10 CD-ROM	1 枚
法人税顧問 Ver.H18.1 マニュアル(導入編ほか)	1 冊
法人税顧問 Ver.H18.1 マニュアル(別表解説編)	1 冊
バージョンアップのご案内	1 冊

**【法人税顧問 平成18年度ネットワーク版 3ユーザー／5ユーザー アップグレード用】**

法人税顧問ネットワーク版プログラム Ver.H18.10	CD-ROM	1枚
法人税顧問 新規ライセンス Ver.H18.10	FD	1枚
法人税顧問 新規ライセンス Ver.H17.20	FD	1枚
法人税顧問 Ver.H18.1 マニュアル(導入編ほか)		1冊
法人税顧問 Ver.H18.1 マニュアル(別表解説編)		1冊
バージョンアップのご案内		1冊
オフィシャル・ユーザー登録カード		1部
サポート&サービスのご案内		1部
自動振替サービス確認書		1部
プログラム保守契約書		1部
保守契約書在中封筒		1部

**【法人税顧問 平成18年度ネットワーク版 追加ライセンス 5ユーザー】**

法人税顧問 追加ライセンス Ver.H18.10	FD	1枚
法人税顧問 追加ライセンス Ver.H17.20	FD	1枚
追加ライセンスのご案内		1部
追加ライセンス使用権許諾証		1部
オフィシャル・ユーザー登録カード		1部

**【法人税顧問 平成18年度ネットワーク版 追加ライセンス 5ユーザー 改版用】**

法人税顧問 追加ライセンス Ver.H18.10	FD	1枚
追加ライセンスのご案内		1部

**【法人税顧問 平成18年度ネットワーク版 追加ライセンス 5ユーザー 改版保守用】**

法人税顧問 追加ライセンス Ver.H18.10	FD	1枚
追加ライセンスのご案内		1部

**【法人税顧問 平成18年度ネットワーク版 3ユーザー サポート用】**

法人税顧問ネットワーク版プログラム Ver.H18.10	CD-ROM	1枚
法人税顧問 新規ライセンス(3ユーザー用) Ver.H18.10	FD	1枚
法人税顧問 新規ライセンス(3ユーザー用) Ver.H17.20	FD	1枚
法人税顧問 Ver.H18.1 マニュアル(導入編ほか)		1冊
法人税顧問 Ver.H18.1 マニュアル(別表解説編)		1冊
バージョンアップのご案内		1冊

### 3. 法改正の内容

法改正関係の主な改正の内容は、次のとおりです。

#### 3-1. 同族会社の留保金課税制度の緩和（別表二、別表三(一)）

同族会社の留保金課税制度については、次のような改正が行われました。

##### (1)課税対象同族会社の判定基準の変更

留保金課税が適用される同族会社の判定基準が、現行の「同族関係者3グループの株式等が50%超保有の法人」から「同族関係者1グループの株式等が50%超保有の法人」に改正されました。また、会社法制定に伴い、同族会社の判定要件に、新たに議決権等が加えられました。

##### (2)留保控除額の拡大

留保金課税の対象から除外される留保控除額が、次のうち最も多い金額に改められました。

###### ①所得基準額

所得金額の40%（現行35%）相当額  
ただし、資本金1億円以下の中小法人は50%相当額

###### ②定額基準額

年2,000万円（現行1,500万円）

###### ③積立金控除額（改正なし）

期末資本金額×25%相当額－期末利益積立金額

###### ④自己資本比率基準（新設）

資本金1億円以下の中小法人の場合、自己資本比率（自己資本／総資産）が30%に達するまでの金額

**適用：平成18年4月1日以後に開始する事業年度**

##### (3)不適用措置の延長と廃止

- ・中小企業新事業活動促進法の経営革新計画承認企業についての留保金課税の適用除外は、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に開始する各事業年度に2年延長されました。
- ・その他の適用除外規定（設立10年以内の中小企業者、自己資本比率が50%以下の中小法人）は、平成18年3月31日をもって廃止されました。

#### 3-2. 交際費等の損金不算入の特例延長および課税の緩和（別表十五）

資本金1億円以下の中小法人は、特例として支出交際費のうち400万円までの部分について90%の損金算入が認められていますが、この特例の適用期限が2年間延長されました。

また、損金不算入となる交際費等の範囲から、1人当たり5,000円以下の飲食費（専ら当該法人の役員若しくは従業員またはこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除きます。）が除外されました。（大法人も適用可）

**適用：平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に開始する各事業年度**

### 3-3. 少額減価償却資産の取得価額の損金算入額の上限300万円および延長

資本金1億円以下の中小企業者等が取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合、全額損金算入（即時償却）が認められている制度は、平成18年3月31日が適用期限とされていましたが、適用対象となる損金算入額の上限が年間の合計額300万円とされ、2年延長されました。

**適用：平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に取得等する少額減価償却資産**

■新設された次の別表には対応しておりません。次回の平成18年度追加改訂版での対応予定です。ご了承ください。

別表十六(六)

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書

### 3-4. 中小企業投資促進税制の見直しおよび延長（別表六(九)）

中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却、または税額控除が選択適用できる中小企業投資促進税制は、平成18年3月31日が適用期限とされていましたが、適用対象に一定のソフトウェアおよびデジタル複合機を追加し、電子計算機以外の器具備品を除外する等の見直しが行われた上で、2年延長されました。

**適用：平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に取得**

### 3-5. 試験研究費に係る税額控除制度の見直し（別表六(六)、別表六(七)）

#### (1) 試験研究費の総額に係る税額控除制度と増加試験研究費に係る税額控除制度の統合

試験研究費の総額に係る特別税額控除制度について、試験研究費のうち比較試験研究費を上回る部分の特別税額控除割合に5%を加える特例が2年間の時限措置として設けられました。

ただし、増加部分の税額控除が適用されるには、当期の試験研究費の額が、直近の2事業年度のうち最も多い事業年度の試験研究費の額を上回っていることが条件になります。

#### (2) 中小企業技術基盤強化税制の拡充

中小企業の試験研究費の税額控除制度についても、試験研究費のうち比較試験研究費を上回る部分の特別税額控除割合に5%を加える特例が2年間の時限措置として設けられました。

**適用：平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に開始する各事業年度**

■新設された次の別表には対応しておりません。次回の平成18年度追加改訂版での対応予定です。

別表六(六)

試験研究を行った場合の法人税額の特例に関する明細書

別表六(七)

中小企業者等が試験研究を行った場合の法人税額の特例に関する明細書

### 3-6. 欠損金の繰戻し還付措置の延長（別表一）

欠損金の繰戻しによる還付の不適用制度について、創業5年以内の中小企業者の適用除外措置が平成20年3月31日までに終了する事業年度まで2年延長されました。

### 3-7. 法人事業概況説明書の提出（別表一）

法人税の確定申告書等の添付書類に、法人の事業等の概況に関する書類が加えられました。

### 3-8. 産業競争力のための情報基盤強化税制の創設

- (1)青色申告書を提出する事業者が、「産業競争力の向上に資する設備等で情報セキュリティ対策に対応したもの」を取得して事業の用に供した場合、その設備等の基準取得価額の10%相当額の税額控除と50%相当額の特別償却との選択適用を認めた情報基盤強化税制が創設されました。
- (2)資本金1億円以下の法人については、一定のリース資産を賃借して、これを国内にある事業に活用した場合には、基準リース費用の総額の60%相当額について10%相当額の税額控除ができることになりました。
- (3)上記(1)および(2)の特別税額控除については、当期の法人税額の20%相当額を限度として、控除限度超過額については1年間の繰越しができることになっています。

#### 対象設備

対象となるのは、ISO15408認証（セキュリティ対応）を受けた次のソフトウェア等の年間投資額が、資本金10億円超の法人にあっては1億円以上、資本金1億円超10億円以下の法人は3,000万円以上、資本金1億円以下の法人は300万円以上（リースの場合は、リース費用の総額が420万円以上）について適用が認められます。

- ①OSおよびこれと同時に設置されるサーバー
- ②データベース管理ソフトウェアおよびこれと同時に設置されるアプリケーションソフトウェア
- ③ファイアーウォールで、①または②と同時に取得されるもの

**適用：平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に取得等する情報基盤強化設備等**

■新設された次の別表には対応していません。

別表六(二十二)

情報基盤強化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する明細書

別表六(二十三)

情報基盤強化設備等を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額に関する明細書

### 3-9. 役員給与の損金算入制度の見直し

#### (1)定期・定額要件の緩和

役員に対する給与について、あらかじめ支給額、支給時期等を定めていれば、原則として損金算入が認められることになりました。

#### (2)実績連動型の役員給与の損金算入

法人がその役員に対して支給する利益を基礎として算定される給与のうち、非同族法人が業務を執行する役員に対して支給する給与で、次のような一定の要件を満たすものの額は、損金算入が可能になりました。

- ・当該事業年度において損金経理がされていること。
- ・算定方法につき報酬委員会における決定等の適正な手続きが執られており、かつ、有価証券報告書等で開示されていること。

など

### (3)役員給与の給与所得控除部分の損金不算入措置

特殊支配同族会社が業務を主宰する役員に対して支給する給与については、給与所得控除相当分が法人において損金不算入とされました。

※特殊支配同族会社とは、同族会社のうち代表取締役等その法人の業務を主宰する役員とその同族関係者が株式の90%以上を保有し、かつ、常勤役員の過半数を占めている法人です。

ただし、次のような場合は、従来どおり損金算入され、適用除外となります。

- ・損金算入された役員給与の額をその法人の所得金額に加算した額の前3年間の平均額が年800万円以下である場合。
- ・その平均額が年800万円超3,000万円以下で、かつ、平均額に占める役員給与の額の割合が50%以下である場合。

**適用：平成18年4月1日以後に開始する事業年度**

■新設された次の別表には対応しておりません。次回の平成18年度追加改訂版での対応予定です。

別表十四(一)

特殊支配同族会社の判定等及び業務主宰役員給与の損金不算入額の計算に関する明細書

別表十四(一)付表

特殊支配同族会社の前三年基準所得金額の計算に関する明細書

## 4. 法改正によるシステムの変更内容

法改正に伴うシステムの変更内容は、次のとおりです。

### 4-1. 対象事業年度

平成18年4月1日以後終了事業年度の法人が対象になります。

### 4-2. 法人税別表の変更内容

システムで対応している法人税別表の主な変更点は、次表のとおりです。

別 表	変 更 内 容
別表一(一)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 右上の番号が「FB0104」に変更</li> <li>・ 「期末現在の資本金の額又は出資金の額」「同非区分」「添付書類」欄の変更</li> <li>・ 転記元 別表変更に伴う項目名(計算式)の変更</li> <li>・ 「中間配当の金額(47)」～「利益又は剰余金処分による賞与の額(49)」欄が「剰余金・利益の配当(剰余金の分配)の金額(47)」に変更</li> <li>・ 「中間配当の効力発生の日」欄の削除</li> </ul>
別表一(二)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 右上の番号が「FB0204」に変更</li> <li>・ 「期末現在の出資金の額」「添付書類」欄の変更</li> <li>・ 転記元 別表変更に伴う項目名(計算式)の変更</li> <li>・ 「利益配当(剰余金の分配)の金額(39)」～「利益又は剰余金処分による賞与の額(40)」欄が「剰余金・利益の配当(剰余金の分配)の金額(39)」に変更</li> </ul>
別表一(三)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「添付書類」欄の変更</li> <li>・ 転記元 別表変更に伴う項目名(計算式)の変更</li> </ul>

別 表	変 更 内 容
旧別表二	<p><b>適用：平成18年3月31日以前開始事業年度（旧様式）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従来の別表二が旧別表二に変更</li> </ul> <p><b>※法人基本情報【設定2】の【様式選択】の設定により、入力画面、印刷フォームを切り替えます。</b></p> <p>平成18年3月31日以前開始事業年度の場合、システムでは「旧様式」（旧別表二）が自動選択されます。</p>
別表二	<p><b>適用：平成18年4月1日以後開始事業年度（新様式）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・帳表タイトルが「同族会社等の判定に関する明細書」に変更</li> <li>・議決権の数や社員の数による判定欄の追加</li> <li>・「特定同族会社の判定」欄の追加</li> </ul> <p>など、大幅に改定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「判定結果」を自動計算項目から上書可能項目に変更</li> </ul> <p><b>※法人基本情報【設定2】の【様式選択】の設定により、入力画面、印刷フォームを切り替えます。</b></p> <p>平成18年4月1日以後開始事業年度の場合、「新様式」が自動選択されます。</p>
別表三(一)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・帳表タイトルが「特定同族会社の留保金額に対する税額の計算等に関する明細書」に変更</li> <li>・「前期末の自己資本比率の計算」(1)～(4)欄の削除</li> <li>・「自己資本基準額の計算」(28)～(31)欄の追加</li> <li>・転記元 別表変更に伴う項目名（計算式）の変更</li> </ul> <p>など</p>
別表四	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「当期利益又は当期欠損の額(1)」の「賞与」欄の削除</li> <li>・「役員給与の損金不算入額(8)」欄の追加</li> <li>・転記元 別表変更に伴う項目名の変更</li> </ul>
別表五(一)	<p><b>適用：平成18年4月30日以前終了事業年度（旧様式）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・帳表タイトルが「利益積立金及び資本金等の額の計算に関する明細書」に変更</li> <li>・タイトルが「Ⅱ資本金等の額の計算に関する明細書」に変更</li> <li>・「資本金又は出資金(32)」欄の追加</li> <li>・項目名の変更</li> </ul> <p><b>適用：平成18年5月1日以後終了事業年度（新様式）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・Ⅰ中「当期利益処分等による増減(減は赤)④」欄の削除</li> <li>・「未納法人税等」の「増③」欄が「中間」「確定」に分割</li> </ul> <p><b>※法人基本情報【設定2】の【様式選択】の設定により印刷フォームを切り替えます。入力画面の切り替えはありません。「当期利益処分等による増減(減は赤)(旧)④」欄を表示します。</b></p> <p><b>※平成18年5月1日以後終了事業年度の場合、「新様式」が自動選択されます。様式を変更する場合は、上書きチェックボックスをオンにして、選択し直します。</b></p>
別表五(二)	<p><b>適用：平成18年5月1日以後終了事業年度（新様式）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「当期利益処分積立額(43)」欄の削除</li> </ul> <p><b>※法人基本情報【設定2】の【様式選択】の設定により印刷フォームを切り替えます。入力画面の切り替えはありません。「当期利益処分積立金(旧)(43)」欄等を表示します。</b></p> <p><b>※平成18年5月1日以後終了事業年度の場合、「新様式」が自動選択されます。様式を変更する場合は、上書きチェックボックスをオンにして、選択し直します。</b></p>

別 表	変 更 内 容
別表六(一)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・項目名の変更</li> <li>・タイトルが「公社債の利子等、剰余金の配当、利益の配当及び剰余金の分配又は投資信託及び特定目的信託の収益の分配に係る控除を受ける所得税額の計算」に変更</li> </ul>
別表六(二)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・転記元 別表変更に伴う項目名の変更</li> </ul>
旧別表六(六)	<b>適用：平成18年3月31日以前開始事業年度まで</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムでは、従来の別表六(六)を旧別表六(六)に変更</li> </ul>
旧別表六(七)	<b>適用：平成18年3月31日以前開始事業年度まで</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムでは、従来の別表六(七)を旧別表六(七)に変更</li> </ul>
旧別表六(八)	<b>適用：平成18年3月31日以前開始事業年度まで</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムでは、従来の別表六(八)を旧別表六(八)に変更</li> </ul>
別表六(八)	旧別表六(九) <ul style="list-style-type: none"> <li>・「旧法の適用(1)」の選択欄（上段）の削除</li> <li>・項目名の変更</li> </ul>
別表六(九)	旧別表六(十) <ul style="list-style-type: none"> <li>・「旧法の適用(1)」の選択欄（上段）の追加</li> <li><b>※旧法の適用を「あり」に選択した場合は、(1)の上段に（旧法）と印字します。</b></li> <li>・項目名の変更</li> </ul>
別表六(十二)	旧別表六(十三) <ul style="list-style-type: none"> <li>・「旧法の適用(1)」の選択欄（上段）の削除</li> <li>・項目名の変更</li> </ul>
別表六(十三)	旧別表六(十四) <ul style="list-style-type: none"> <li>・転記元 別表変更に伴う項目名（計算式）の変更</li> </ul>
別表六(十九)	旧別表六(二十) <ul style="list-style-type: none"> <li>・転記元 別表変更などに伴う項目名（計算式）の変更</li> </ul>
別表六(二十五)	旧別表六(二十三)
別表六(二十六)	旧別表六(二十四)
別表六(二十七)	旧別表六(二十五) <ul style="list-style-type: none"> <li>・転記元 別表変更に伴う項目名の変更</li> </ul>
別表八	<ul style="list-style-type: none"> <li>・項目名の変更</li> </ul>
別表十三(一)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・項目名の変更</li> </ul>
別表十三(二)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・項目名の変更</li> </ul>
別表十三(四)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・項目名の変更</li> </ul>
別表十三(五)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・項目名の変更</li> <li>・項目名の計算式が「圧縮限度額 ((20)又は(23)) ×(10)× (0.8 又は 0.9) (24)」 「繰入限度額(34)×(10)× (0.8 又は 0.9) (35)」に変更（「0.6」が削除されました。）</li> </ul>
別表十四(二)	旧別表十四(一) <ul style="list-style-type: none"> <li>・「期末の資本等の金額」欄の内訳（「資本金額等(10)」 「資本積立金額(11)」 「計 (10)+(11)(マイナスの場合は0)(12)」）の削除</li> <li><b>※入力画面は従来そのまま内訳を表示します。</b></li> </ul>

別 表	変 更 内 容
別表十六(一) 別表十六(二)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・項目名の変更</li> <li>・システムでは、[備考入力]の文面を「措置法」→「旧措法」に変更</li> </ul> <p>※[備考入力]の文面は、国税庁の「平成18年版 法人税申告書の記載の手引き」をご確認のうえ、必要に応じて、訂正入力してください。</p> <p>※平成18年3月31日以前に取得等をした取得価額30万円未満の資産について、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例（平成18年改正前の租税特別措置法第67条の8）の適用を受ける場合は、「備考」欄にその旨を記載します。</p> <p>※平成18年4月1日以後に取得等をする取得価額30万円未満の資産について、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例（平成18年改正後の租税特別措置法第67条の5）の適用を受ける場合は、別表十六(六)（Ver.H18.1では未対応）を使用します。</p>
別表十六(七)	旧別表十六(六)
別表十六(八)	旧別表十六(七)
別表十六(九)	旧別表十六(八)

#### 4-6. 地方税の変更内容

システムで対応している地方税の変更点は、次表のとおりです。

様 式	変 更 内 容
第六号様式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年5月1日現在の税率に対応</li> <li>都道府県別の事業税率、都道府県民税法人税割の税率、均等割の税額</li> </ul> <p>※システムで自動表示される税率等については、必ずご確認のうえ、改定されている場合は上書き訂正してください。</p>
第七号様式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年5月1日現在の均等割の税額に対応</li> </ul>

#### 4-7. 法人基本情報 [設定2] の項目追加

法人基本情報 [設定2] 画面に設定項目を追加しました。

##### (1) 「添付書類」欄に「事業概況書」を追加

別表一(一)、別表一(二)、別表一(三)の様式改定に伴い、「添付書類」欄を変更しました。

- ・「損益金処分表(株主変動計算書)」に変更
- ・「事業概況書」を追加

初期設定はチェックがオンになっています。

申告区分により、法人税申告書に添付しない場合は、チェックを外してください。

## (2)「様式選択」欄の追加

次の別表について、「新様式／旧様式」を選択できる項目を追加しました。システムで選択された様式を変更する場合は、上書きチェックボックスをオンにして、選択し直します。

### 別表二

- ・新様式：平成 18 年 4 月 1 日以後開始事業年度
  - ・旧様式：平成 18 年 3 月 31 日以前開始事業年度
- 入力画面も切り替えて表示します。

### 別表五(一), 五(二)

- ・新様式：平成 18 年 5 月 1 日以後終了事業年度
  - ・旧様式：平成 18 年 4 月 30 日以前終了事業年度
- 入力画面の切り替えはありません。

## 4-8. 帳表出力桁数設定への別表追加

【オプション】→【帳表出力桁数設定】に別表二を追加しました。「9桁／12桁」から選択します。初期設定は「12桁」です。  
【様式選択】で「新様式」が選択された場合に有効です。

## 4-9. フォーム印刷

平成 18 年度の新様式に変更しました。旧様式は印刷できません。

## 5. 様式選択・入力画面の注意点 別表五(一)／別表五(二)

別表五(一)、別表五(二)の様式選択や入力画面について説明します。

詳しくは、添付「バージョンアップのご案内」の「システムの変更内容」→「様式選択・入力画面の注意点 別表五(一)／別表五(二)」をご覧ください。

### 5-1. 新様式／旧様式の選択

別表五(一)、別表五(二)の「新様式」は、平成 18 年 4 月 13 日発行の官報の情報を元に作成しています。税務署から配布された用紙をご確認のうえ、必要に応じて、選択されている様式（新様式／旧様式）を選択し直してください。

【法人基本情報【設定 2】】→【様式選択】→【別表五(一), 別表五(二)】

### 5-2. 入力画面の注意点

別表五(一)、別表五(二)の入力画面は、新旧の両方の様式に対応しているため、画面の切り替えはありません。入力される際には以下の点にご注意ください。

なお、入力画面の上部に、選択されている様式と注意事項を表示します。

#### (1)別表五(一) 1/2 画面

「当期利益処分等による増減(旧)④」の列は、新様式で削除されました。

システムでは、新様式の場合も計算で使用しているため、計算結果を「(旧)④」に表示します。別表印刷時は「増③」に合算して印刷します。

#### (2)別表五(二)

別表五(二)「差引計(31)+(34)+(41) (旧)(42)」および「当期利益処分積立額(旧)(43)」は新様式では削除されました。

新様式の場合は、「(旧)(43)」に入力しないでください。

## 6. 機能アップ等の対応内容

ご要望等により、次の機能追加や仕様を変更しました。

### 6-1. 法人選択・登録画面

法人選択後に法人選択・登録画面に戻ったとき、前回選択した法人の位置にカーソルが移動するように対応しました。

### 6-2. 法人基本情報画面

#### (1) タブ形式の画面表示に変更

画面をタブ形式の表示に変更し、「計算・印刷設定」画面を「計算方法設定」「印刷設定」の画面に分割しました。

#### (2) 「税理士肩書き等」の項目追加

「税理士肩書き等」の設定項目を追加しました。「税理士肩書き等」が入力されていた場合は、別表一、別表十八、第六号様式、第七号様式、第二十号様式、第二十号の三様式の「税理士」欄に印刷します。

**※半角を使用すると、第六号様式（統一様式）の縦書きの欄は正しく印刷できない場合があります。**

**※印刷しない場合は、入力しないでください。**

### 6-3. 別表一(一)(二)(三)

申告書の「税理士署名押印」欄に、法人基本情報で入力された「税理士肩書き等」を印刷するように対応しました。

### 6-4. 別表十一(一の二)

「貸倒実施率(20)」の計算結果がマイナス値の場合、0を出力するよう対応しました。

### 6-5. 第六号様式

#### (1) 一覧入力の項目追加

一覧入力の対象項目に、見込納付額の内訳（「(55)所得割」「(56)付加価値割」「(57)資本割」）を追加しました。(56)、(57)は、外形標準課税対象法人の場合に表示されます。

#### (2) 「既納付事業税額 (47)」の内訳項目追加

「既に納付の確定した当期分の事業税額 (47)」に、内訳（所得割、付加価値割、資本割）を追加して、入力できるように変更しました。

この変更に伴い、「見込納付額 (54)」を入力項目から上書可能項目に、「所得割 (55)」を上書可能項目から入力項目に変更しました。

法人コピーで申告区分を「中間」→「確定」や「確定」→「修正」などに変更し、「確定金額コピー」を実行した場合は、コピー元の事業税額を転記します。

#### (3) 申告書印刷時の変更点

- ・統一様式の提出用（控用）の「関与税理士 署名押印」欄の幅を可能な範囲で若干広げました。
- ・申告書の「関与税理士 書名押印」欄に、法人基本情報で入力された「税理士肩書き等」を印刷するように対応しました。「税理士肩書き等」の入力で半角を使用すると、第六号様式（統一様式）の縦書きの欄は正しく印刷できない場合があります。

#### 6-6. 第六号様式別表五の二

「付加価値額⑥」が0以下の場合、⑦～⑨を計算しないように変更しました。

#### 6-7. 第二十号様式

- ・申告書の「関与税理士 署名押印」欄に、法人基本情報で入力された「税理士肩書き等」を印刷するように対応しました。
- ・一覧入力の対象項目に、「(19) 見込納付額」を追加しました。

#### 6-8. 別表十八

予定申告書の「税理士署名押印」欄に、法人基本情報で入力された「税理士肩書き等」を印刷するよう対応しました。

#### 6-9. 第七号様式

- ・予定申告書の「関与税理士 署名押印」欄に、法人基本情報で入力された「税理士肩書き等」を印刷するように対応しました。
- ・一覧入力に対応しました。

#### 6-10. 第二十号の三様式

- ・予定申告書の「関与税理士 署名押印」欄に、法人基本情報で入力された「税理士肩書き等」を印刷するように対応しました。
- ・一覧入力に対応しました。

#### 6-11. 納税一覧表

- ・「事業税 付加価値割額」「事業税 資本割額」の「予定・中間納付額」を入力項目から上書可能項目に変更しました。（それぞれ、第六号様式から転記されます。）
- ・印刷プレビュー画面からのファイル出力(TXT形式)に対応しました。出力したファイルは、EXCELなどで開いて加工できます。

#### 6-12. 事業税・都道府県民税の内訳明細書

- ・外形標準課税対象法人の場合、事業税の内訳（所得割額・付加価値割額・資本割額）を追加しました。
- ・印刷プレビュー画面からのファイル出力(TXT形式)に対応しました。出力したファイルは、EXCELなどで開いて加工できます。

#### 6-13. 市町村民税の内訳明細書

印刷プレビュー画面からのファイル出力(TXT形式)に対応しました。出力したファイルは、EXCELなどで開いて加工できます。

#### 6-14. 税務代理権限証書（新規機能追加）

新たに、税務代理権限証書および税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面の作成・印刷に対応しました。

メニュー、タブメニュー画面、一括印刷画面に「税務代理書面」を追加しました。

#### 6-15. 一括印刷

一括印刷画面に「税務代理書面」を追加しました。

#### 6-16. 税務署用紙への印刷

申告書の「税理士署名押印」欄に、法人基本情報で入力された「税理士肩書き等」を印刷するように対応しました。

#### 6-17. 事業年度入力欄の制御

事業年度入力欄がある帳表（別表五(二)、別表七(一)・・・等）で、事業年度(自)を入力すると自動的に事業年度(至)へ日付設定するように対応しました。

#### 6-18. タブメニュー ボタン配置の変更

- ・ [地方税] 画面で、外形標準課税関連のボタンのみを中央に配列するように変更しました。
- ・ [税務代理書面] を追加しました。

#### 6-19. 市町村情報の更新

事業所設定で使用している市区町村情報に、平成 18 年 4 月時点の合併が行われた新市町村名を追加しました。

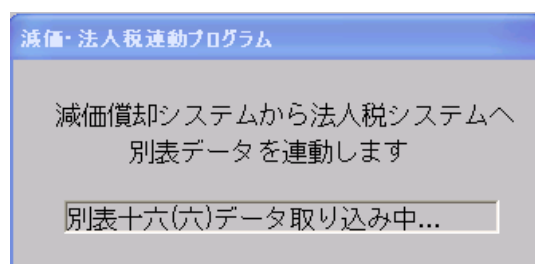
#### 6-20. 減価償却システムとの連動について

減価償却システムからのデータ連動が可能です。

- ・ InterKX 減価償却 → InterKX 法人税
- ・ 減価償却応援スタンドアロン版 → 法人税顧問スタンドアロン版
- ・ 減価償却応援ネットワーク版 → 法人税顧問ネットワーク版

減価償却システム（Ver.6.02 以前）からデータ連動する場合、一括償却資産データを取り込む際に、「別表十六(六)データ取り込み中…」と表示されますが、法人税の別表十六(七)に正しくデータ連動されます。

減価償却システムが平成 18 年度で改定された別表十六(七)に対応していないため、ご了承ください。



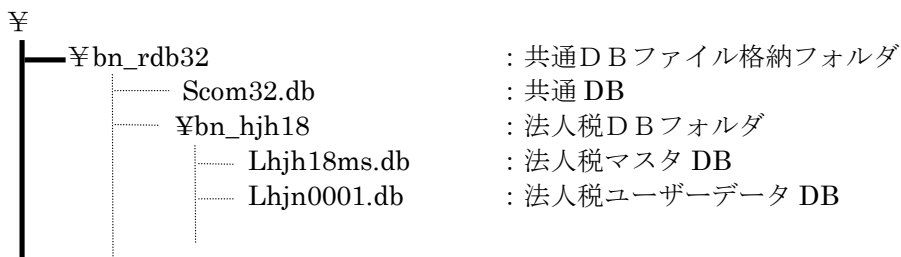
## 7. バージョンアップの方法

バージョンアップの手順やバージョンアップ後の確認事項については、添付の「バージョンアップのご案内」をご参照ください。

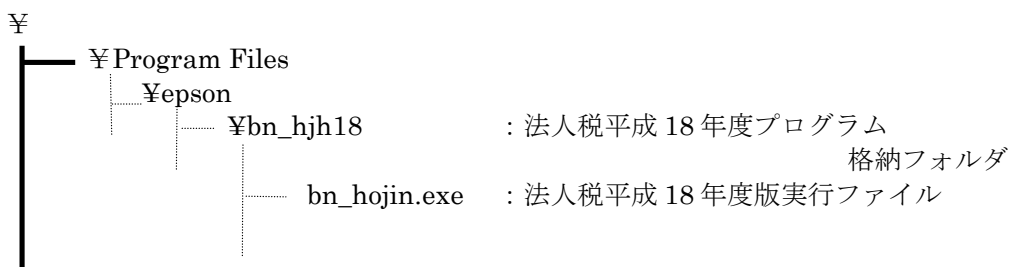
## 8. フォルダの構成

### 8-1. InterKX法人税／法人税顧問ネットワーク版

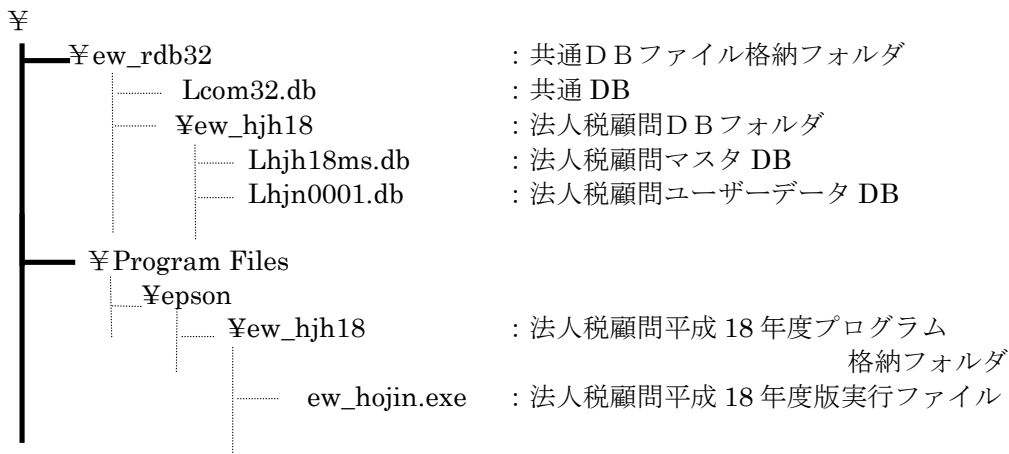
#### ■サーバのフォルダ構成



#### ■クライアントのフォルダ構成



### 8-2. 法人税顧問スタンドアロン版



## 9. 法人税V2+からInterKX法人税へのデータ移行について

InterKX 法人税 平成 18 年度版セットアップ CD-ROM には、InterKX 法人税平成 16 年度版プログラムおよび KX コンバータは含まれていません。

法人税 V2+ 平成 16 年度版データを InterKX 法人税 平成 18 年度版で継続使用される場合は、次の「InterKX アプリケーション定期発行 CD-ROM」を使用して、平成 16 年度版プログラムおよび KX コンバータをセットアップしてください。

### 9-1. InterKX法人税 平成16年度版プログラム

#### (1)BS35/75 シリーズ (2006 年 5 月リリース)

- ・ InterKX アプリケーション定期発行 CD-ROM Ver.2006.05 財務会計 2006 (BS シリーズ)

#### (2)上記以外の機種

- ・ InterKX アプリケーション定期発行 CD-ROM Ver.2006.03 財務会計 2006
- ・ InterKX アプリケーション定期発行 CD-ROM Ver.2006.03 財務会計

### 9-2. 法人税コンバータ 平成16年度版プログラム

#### (1)BS35/75 シリーズ (2006 年 5 月リリース)

- ・ InterKX アプリケーション定期発行 CD-ROM Ver.2006.05 コンバータ・ディスク (全シリーズ)

#### (2)上記以外の機種

- ・ InterKX アプリケーション定期発行 CD-ROM Ver.2005.09 コンバータ・ディスク (全シリーズ)
- ・ InterKX アプリケーション定期発行 CD-ROM Ver.2005.04 コンバータ用

### 9-3. データ移行の方法

データ移行の手順は次のようになります。

- ①InterKX に、法人税プログラムの平成 16 年度版、平成 17 年度版、平成 18 年度版をセットアップして、それぞれの年度が起動できることを確認します。
- ②InterKX 定期発行 CD-ROM で、法人税コンバータの平成 16 年度版をセットアップします。
- ③InterKX で、法人税 V2+の平成 16 年度版データをコンバートします。
- ④InterKX 法人税 平成 16 年度を起動します。事業年度が平成 16 年度の法人データを翌期更新して、平成 17 年度の法人データを作成します。
- ⑤InterKX 法人税 平成 17 年度を起動します。事業年度が平成 17 年度の法人データを選択すると、平成 17 年度データに変換されます。
- ⑥事業年度が平成 17 年度の法人データを翌期更新して、平成 18 年度の法人データを作成します。
- ⑦InterKX 法人税 平成 18 年度を起動します。事業年度が平成 18 年度の法人データを選択すると、平成 18 年度データに変換されます。

以上、よろしくお願ひします。